

第1回中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会及び
第1回東毛交通圏タクシー特定地域協議会（合同開催）
議事概要

平成21年11月9日（月）
9：30～11：40
群馬県トラック総合会館

1．協議会設立の手続き

・趣旨説明等

群馬県タクシー特定地域協議会設立準備会事務局による配付資料の確認、会議の予定、趣旨説明（資料1）、事務局の紹介

・出席者紹介

・「中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」及び「東毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の承認

群馬県タクシー特定地域協議会設立準備会の群馬運輸支局日置首席運輸企画専門官による要綱説明（資料2）を受け、構成員満場一致により要綱を承認

・会長選出

構成員の互選により栗本群馬運輸支局長を会長に選出

2．第1回中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会及び第1回東毛交通圏タクシー特定地域協議会

(1) 開会

(2) 会長挨拶

栗本会長：

- ・タクシーは鉄道・バスとともに公共交通を形成し、地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送機関として、移動の自由度が高く、深夜など時間を選ばず、いつでも、誰でもが利用出来、高齢化社会の進展等の地域社会の変化に対応する役割としても期待される公共交通機関。
- ・タクシー事業を巡っては、諸事情から収益基盤の悪化とこれに伴う運転者の労働条件の悪化、サービスの質の低下、更には交通・環境問題等を招くなど、様々な弊害が生じ、公共交通としての機能を十分に発揮することが、困難な状況となっている。
- ・本法の施行により、群馬県では「中・西毛交通圏」と「東毛交通圏」が特定地域に指定され、関係者のご協力により、本日合同開催の運びとなった。
- ・委員の皆様方におかれては「中・西毛交通圏」と「東毛交通圏」におけるタクシーが、事業の適正化・活性化に向けて、地域における公共交通機関として取り組むべき役割や事業等についてご意見等を賜りたい。
- ・群馬運輸支局としても、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるように、需要の拡大に向けた取り組み、収益基盤の改善のための

取り組みや労働条件の改善のための措置が円滑に図られ、利用者利便の増進に資するよう努力して参りたい。

(3) 座長選出

構成員の互選により高崎経済大学大島教授を座長に選出

(4) 座長挨拶

大島座長：

- ・群馬の交通事情に関心があり、交通地理と言われる分野を長年研究している。
- ・わたらせ渓谷鉄道の危機的な状況、輸送人員の減少によるバスの惨状などがあるが、タクシーも自家用自動車との競合により厳しい状況に置かれている。
- ・これまでの研究はバスが中心であったが、タクシーも良く勉強し、利用者としての立場からも意見を述べたい。
- ・議事を円滑に進行させることに努め、実りのある会議にしたいと考えている。

(5) 事務局長指名

栗本会長の指名により群馬県ハイヤー協会今井会長を事務局長に選出

(6) 事務局長挨拶

今井事務局長：

- ・本年10月1日より施行されました本法律は、今現在衰退してきているタクシー事業をどのように活性化させようとする法律である。
- ・本日より協議会を立ち上げて皆様方とタクシー事業の適正化・活性化について協議を始める土俵が整ったところである。
- ・協議会は地域計画の作成主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化、活性化を推進する上での中心的な役割を担うものである。
- ・地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画して、共有の認識の下でタクシー事業の適正化、活性化に関する取り組みを総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待されている。
- ・協議会メンバーの皆様方からいろいろなご意見、アイデア等をいただきタクシー事業の適正化、活性化に関する取り組みを行っていきたいと考えている。

(7) 議事

本協議会の目的と役割について

日置首席運輸企画専門官による特別措置法制定の背景と協議会の目的に関する説明（資料3）

群馬県のタクシー事業の現状等について

日置首席運輸企画専門官による群馬県のタクシーの現状に関する説明（資料4）

飯塚運輸企画専門官による適正車両数に関する説明（資料5）

今後の検討の進め方

飯塚運輸企画専門官による地域計画に関する説明（資料6）

群馬県ハイヤー協会深澤専務理事による構造改善計画に関する説明（資料7）

((7) 議事 及び について)

柏木委員：

- ・適正車両数の資料(資料5)は、文言だけで算定方法が記載されているが、実車キロ等の実際の数字もあわせて示した方が分かりやすい。

長岡委員：

- ・年度毎の実績の推移の資料となっているが、月ごとの資料はあるのか。タクシーの繁忙期や閑散期を知りたい。

事務局：

- ・月別のものはなく、年度ごとのデータしか把握していない。繁忙期等については、事業者から感触を聞かせて頂けないか。

石川委員：

- ・年末の忘年会シーズンが利用のピークとなっている。それ以外の時期においては、目立った利用者の増減はありません。

((7) 議事 について)

吉田委員：

- ・群馬県タクシー協会から説明のあった構造改善計画と、地域計画は違うものなのか。

事務局：

- ・タクシー事業構造改善計画は、道路運送法の通達に基づくものであり、事業者団体が単独で策定したもの。
- ・地域計画はタクシー新法に基づき、様々な関係者により協議して策定するもの。従って、例えば、地方自治体の交通計画の内容にリンクさせたり、バス・鉄道等のモードと連携を図りながら策定することになる。

星野委員：

- ・平成14年2月に規制緩和され、新規参入や増車が自由になったが、料金については認可制のままで自由に設定することができず、低額な運賃で新規参入した事業者がいたため、苦しんでいる事業者がいる。
- ・タクシーは道路運送法や運輸規則などの法令により様々な規制を受けている。
- ・タクシー産業は景気に大きく左右されるため、厳しい状況である。
- ・規制緩和後、東京では車両数が増加したが群馬では減少している。
- ・乗務員の平均年齢は増加しており、他方、人数は自然減となっている。
- ・タクシー運転者が3Kの労働環境のためであり、タクシーは衰退の一途をたどることになる。
- ・昔は確かに運転者が儲かっていた時代があったが、今はそうではない。昔のような景気に戻ることは考えにくいに戻ることにすれば、むしろタクシーは供給過剰ではなく足りなくなる。
- ・タクシーは公共交通に位置付けられたのだから、皆様にも公共交通として扱って頂きたい。地元の前橋市にも色々とお願ひしているが、バスの重要性を

第一に考えており、タクシーも同様に公共交通として扱って頂きたい。

栗本会長：

- ・星野委員の発言では、タクシー事業者は規制緩和の被害者の様に聞こえる。
- ・規制緩和は手段にすぎず、創意工夫により活性化させることが目的である。
- ・景気が良くなれば業績が良くなるとの事だが、景気回復を待っていても解決しない。
- ・行政（自治体）の方には、タクシーもバスと同様に公共交通と位置付け、また、利用者代表の方には利用者の目線でこんなサービスが欲しいといった忌憚りの無い意見を出して欲しい。

柏木委員：

- ・タクシーも公共交通と言うが、駅の案内にタクシーは表示されていない。
- ・労働組合では、12年前からタクシーに規制緩和はそぐわないと言い続けてきたが、この新法により規制が復活した。
- ・運転者の中には、生活保護手当よりも低い収入の運転者がおり、労働時間も長い。労働者の活性化も是非考えて欲しい。

坂本委員：

- ・消費者代表として参加したが、タクシーをどうする、公共交通をどうするという大きな話について議論する場であり、責任が大きいと感じている。
- ・消費者にとってタクシーが安全・安心で利用しやすいものとなるよう、次回以降に利用者の立場から意見を述べさせて頂く。

その他

事務局：

- ・長岡委員からお話のあった月ごとの輸送実績等の推移に関する資料及び柏木委員から要望のあった資料5の補足については、速やかに作成・修文し、委員の皆様にお送りしたい。

今井事務局長：

- ・次回の第2回協議会については、今回同様、合同で開催する旨、ご了承頂きたい。

(8) 閉会

栗本会長：

- ・次回に向けて事務局ともども作業を進めていくので、今後とも宜しく願いしたい。

【配布資料】

議事次第

出席者名簿

配席図

資料1 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する

- 特別措置法（平成21年法律第64号）について
- 資料2 「中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）」及び「東毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）」
- 資料3 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」制定の背景と協議会の目的
- 資料4 群馬県のタクシー業界の状況
- 資料5 適正と考えられる車両数の算定について
- 資料6 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」地域計画
- 資料7 特定特別監視地域におけるタクシー事業構造改善計画
～東毛交通圏及び中・西毛交通圏～
- 参考1 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）
- 参考2 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（国土交通省令第58号）
- 参考3 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（国土交通省告示第1036号）
- 参考4 特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成21年9月3日付け国自旅第109号自動車交通局長通達）

以上